

建設事業評価 令和 7 年度の予定

	大規模事業評価 4 件	事業再評価 3 件	再評価対象外事業（報告） 3 件	継続中事業の 取組状況（報告）
第 1 回 （早期実施） 5 月 14 日	①建設局〔街路事業〕 勝山通線（四天王寺）整備事業	①建設局〔連続立体交差事業〕 JR片町線・東西線連続立体交差事業	—	—
第 1 回 10 月 15 日	②消防局〔庁舎整備事業〕 夢洲消防出張所整備事業 ③教育委員会事務局〔校舎建設事業〕 新設校整備事業	—	①建設局〔街路事業〕 津守阿倍野線（旭）整備事業 ②福祉局〔新施設整備事業〕 弘済院の認知症医療・介護機能を 継承・発展させる新施設の整備	・対象事業40件 （R3～R5年度 再評価実施分）
第 2 回 12 月中旬	④建設局〔道路整備事業〕 国道479号放出共同溝整備事業	②建設局〔街路事業〕 淀川北岸線（菅原）整備事業 ③大阪港湾局〔港湾整備事業〕 臨港鉄道整備事業 （北港テクノポート線）	③大阪港湾局〔港湾整備事業〕 此花西部臨港緑地整備事業	—
第 3 回 1 月中旬	※必要に応じ開催		—	—
1 月下旬	有識者会議の意見公表		—	—
2 月上旬	対応方針の決定及び公表		—	—

※翌年度までに完了予定の事業、
事業費の執行済み比率が80%以上の事業

大規模事業評価

新たに事業費を予算化しようとする事業について、事業実施の妥当性を判断

	事業種別	事業主体	総事業費
①	道路・街路整備事業、都市高速鉄道整備事業、 その他要綱に定める事業	市又は 市が設立する 地方独立行政法人	10億円以上 かつ、市費負担5億円以上
②	上欄以外の事業	//	10億円以上 (用地取得費を除く) かつ、市費負担5億円以上
③	その他市長が特に必要と認める事業	//	—

※対象外とできるもの

- ・維持管理事業、災害復旧事業、耐震改修事業
- ・既存施設等の建替え又は更新、かつ用途の変更を伴わない事業

評価の視点(大規模事業評価)

(1)事業の必要性
(2)事業効果の妥当性
(3)事業費等の妥当性
(4)事業の継続性
(5)安全・環境への影響と対策
(6)事業の整備・運営手法等の検討状況

事業再評価

事業開始後一定の期間が経過した継続中事業等について、対応方針(事業継続等)の妥当性を判断

	事業種別	事業主体	総事業費
①	市が国庫補助金の交付を受ける事業で、「行政評価法」第7条第1項に基づき、行政機関の長が定める事後評価の実施に関する計画において対象となる事業	—	—
②	事業開始年度から起算して5年目の年度において、未着工または継続中の事業	市又は 市が設立する 地方独立行政法人	10億円以上 かつ、市費負担5億円以上
③	事業再評価を実施した年度から5年目の年度において、なお未着工または継続中の事業		
④	事業休止中の事業であって、翌年度に事業再開する事業		
⑤	その他市長が特に必要と認める事業	//	—

※対象外とできるもの

- ・維持管理事業、災害復旧事業、耐震改修事業
- ・既存施設等の建替え又は更新、かつ用途の変更を伴わない事業
- ・翌年度までに完了予定の事業、事業費の執行済比率が80%以上の事業(対象外事業として報告)

※再評価等実施後の継続中事業は、次の再評価実施または事業完了までの間、年度毎の取組状況を報告。

評価の視点(事業再評価)

(1)事業の必要性「ア 事業を巡る社会経済情勢等の変化」「イ 事業の投資効果」 →【A～C】投資効果があり、社会経済情勢等の変化に対しても適合している →【D】投資効果はあるが、社会経済情勢等の変化に適合していない →【E】投資効果がない
(2)事業の実現見通し「ア 事業の進捗状況」「イ 事業の進捗の見込み」 「ウ 事業費の見込み」「エ コスト縮減や代替案立案等の可能性」 →【A】完了時期の実現可能性が高い →【B】完了時期の見通しあり →【C】一定の進捗は見込まれる →【D】コスト縮減や代替案立案等の可能性あり(当面の進捗が見込めない場合) →【E】コスト縮減や代替案立案等の可能性なし(//)
(3)事業の優先度「ア 重点化の考え方」「イ 事業が遅れることによる影響」 →【A】(事業が遅れることによる)影響が極めて大きい →【B】影響が大きい →【C】影響が小さい →【D】影響が極めて小さい →【E】影響なし

対応方針の分類

【事業継続:A】完了時期を宣言し、重点的に実施するもの
【事業継続:B】予算の範囲内で着実に継続実施するもの
【事業継続:C】限定的な実施にとどまるもの
【事業休止:D】複数年にわたって予算の執行を行わないもの
【事業中止:E】事業を中止するもの

有識者会議からの意見聴取を省略できるもの(大規模事業評価・再評価)

(1)過去5年の間に施設や事業の必要性等について都市計画審議会において審議され、都市計画の決定又は変更を実施した事業
(2)過去5年の間に施設や事業の必要性等について外部の視点からの意見・助言を有識者から得た事業であって、その意見を踏まえて大阪市として事業実施の方針を決定した事業
(3)事業再評価の対象事業であって、前回評価における意見聴取以降において、総事業費等の事業計画や、必要性・実現性に係る社会経済情勢の大幅な変化が生じていない事業 ここで、「総事業費等の事業計画や必要性・実現性に係る社会経済情勢の大幅な変化」とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ・前回評価で示された総事業費の3割以上の増加 ・必要性に関して、前回評価で示された利用者数や整備効果の3割以上の減少 ・実現性に関して、何らかの理由により事業を再開、中止、休止する場合 ・その他、事業の自己評価において、事業の必要性、実現見通し、優先度の評価が低下している場合

大阪市 HP:大阪市建設事業評価実施要綱

<https://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000466088.html>

大阪市 HP:大阪市建設事業評価実施要綱細則

<https://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000563582.html>

大阪市 HP:大阪市建設事業評価有識者会議開催要領

<https://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000196704.html>